

姫路市における 工事検査支援業務の外部委託の取組みについて

姫路市 建設局 道路部 道路整備改善課
ながき たけし
インフラ整備担当係長 長生 武志

1. 姫路市の紹介

姫路市は、兵庫県の南西部に位置し、人口約53万4千人、面積約534km²を有する中核市であり、広大な播磨平野と穏やかな瀬戸内海、温暖な気候に恵まれて、古くから播磨地方の中心都市として発展を遂げてきた。

姫路といえば、江戸時代初期に池田輝政により大天守が築かれ、平成5年12月、奈良の法隆寺とともに、日本で初の世界文化遺産となった姫路城が有名である。姫路城は、平成21年6月から5年以上にわたる大天守保存修理工事により、大天守の白漆喰の塗替え、瓦の葺き替え、耐震補強などが行われた。昨年3月に工事が完了し、グランドオープンした後は、別名「白鷺城」と呼ばれる白漆喰の輝きと、シラサギが羽を広げたような優美な姿を取り戻し、昨年度、日本の城郭としては最多となる年間約287万人もの観光客に訪れていた。

さらに一昨年には、姫路を舞台としたNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」が放送され、毎年2月には、姫路城を発着とする「世界遺産姫路城マラソン」が開催されるなど、姫路の良さをより多くの方々に知ってもらえるよう様々な取組みを行っている。

また本市は、山陽新幹線、山陽本線、播但線、姫新線、山陽電鉄の各鉄道と、山陽自動車道、中国自動車道、播但連絡道路の各高速道路が交差する交通の要所であり、昨年度には、近隣の8市8町と播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、その中心都市として、圏域全体の経済の牽引役として、圏域住民約130万人の暮らしを支える重要な役割を担うこととなった。



写真—1 世界文化遺産 姫路城

2. 背景

まず、本市が工事検査支援業務の民間委託を導入するに至った背景を紹介する。

(1) 検査実施体制

本市では、姫路市契約規則第42条第2項において、市長が命じた職員を検査に従事する職員（以下「検査員」という。）として定め、検査員が完成検査・出来高検査・中間検査を行うものとしている。現在は、本市工事技術検査室において土木工事担当が5名、建築・設備工事担当が3名の検査員体制で検査を実施している。

検査内容としては、検査員と監督員及び現場代理人並びに主任技術者又は監理技術者がそれぞれ臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の検査を行うものとしている。

- ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- ② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真など

(2) 工事検査実績

表一1に平成26年度における本市の工事検査件数の実績を示す。完成検査・出来高検査・中間検査の件数は、土木工事・建築工事を合わせて908件である。なお、原則現地検査を行わない軽易な工事及び委託を合わせると、本市が1年間に発注し検査を実施する件数は2,529件にのぼる。

次に、表一2に土木工事における月別の完成検査件数の実績を示す。これを見ると、1月まではほぼ均等な検査件数であるが、2月から件数が増え始め、3月には1ヶ月間で223件となり、1年間の検査件数554件のほぼ4割を3月だけで占めていることが分かる。また、その中でも3月後半の検査件数が162件と特に突出している。これは、年度末において、完成を迎える工事が集中するため、これに伴い工事検査も集中することが原因と考えられる。

このような現状に対して、工事担当課において、発注時期の平準化や早期発注を推進しているところであるが、一方で、河川工事や橋梁工事などで濁水期にしか施工できない場合や、農林工事などで農繁期を避けて工事をしなければならない場合など、工期を制約されるような工事も多くある。

表一1 平成26年度 工事検査件数実績

区分	土木	建築	計	備考
完成検査	554	261	815	
出来高検査	2	5	7	
中間検査	37	49	86	
小計	593	315	908	
軽易な工事及び委託	805	816	1,621	130万円以下の工事及び委託件数
合計	1,398	1,131	2,529	

表一2 月別検査件数

26年度	土木工事完成検査
4月	2
5月	8
6月	26
7月	35
8月	28
9月	43
10月	42
11月	33
12月	32
1月	29
2月	53
3月前半	61
3月後半	162
合計	554

そのため、毎年3月になると検査員の人手が足りなくなり、これまでは、やむを得ず3月の1ヶ月間限定で、工事担当課の職員を検査に従事する職員として臨時に任命し、本来の検査員を支援する役割を担ってもらっていた。しかし、この方法では、工事担当課の通常業務の遂行に支障をきたすこととなり、工事発注や工事監督業務への影響が懸念されていたため、工事の円滑な履行及び品質確保の面からも早急な改善策が求められることとなった。

3. 民間委託導入の検討

前述のとおり、年度末になると工事検査業務が多忙となり、工事担当課への影響が懸念される状況が今後も続くのは大きな問題である。地方財政は今後も厳しい状況が続き、更なる人員削減が予

想される中、業務の効率化などによる対応では、いずれ限界が来ることが予想される。そこで、民間の技術力を活用し、工事検査業務の一部を民間と協同して実施することができないか検討することとなった。

まず、過去における類似事例を調査したところ、都道府県や公益財団法人などが市町村の検査業務を支援している事例や、工事監督支援業務の中で、工事監督員の補佐として民間技術者が検査に臨場する事例は確認されたが、検査員の行う検査業務を民間委託によって直接支援する事例は確認できなかった。

また、前述のとおり検査支援業務が特に必要なのは3月に限られており、それ以外の月では検査依頼がない時は支援の必要性がほとんどないため、年間を通じて工事検査支援業務のみを対象として委託業務を発注するのは、支援業務に空白期間が発生することとなり非効率である。

そこで、効率的な支援方法を考慮して検討した結果、主に道路の維持補修業務を担当している本市道路整備改善課が、平成27年度より工事監督支援業務及び測量・設計支援業務委託の発注を予定しており、これらの業務と工事検査支援業務とを一括して発注することによって、支援業務の空白期間をなくすことができ、効率的な支援を受けることができると考えた。つまり、検査業務の繁忙期（3月）は検査支援業務を行い、それ以外の時期（4～2月）は工事監督支援、測量及び設計支援業務を行ってもらうことで、効率的に民間の技術力を活用することが可能になると考え、これら3つの業務を一括発注することによる民間委託導入を目指すこととした。

4. 業務委託の内容

業務名、履行期間、業務概要については、次に示すとおりとする。

(1) 業務名

姫路市工事監督及び設計等並びに工事検査支援業務委託

(2) 履行期間

4月1日から翌年3月31日まで

(3) 業務概要

1) 業務目的

姫路市建設局道路部道路整備改善課が所管する工事实施の監督支援及び道路等に関する工事の設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成支援を行うとともに、姫路市財政局工事技術検査室が行う工事検査実施の支援を行うものであり、監督職員及び検査職員を支援し、姫路市における工事発注の円滑化を図るとともに、円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする。

2) 業務の内容

本業務は、工事ごとに次の①から④までに掲げる業務を、①及び②の業務については翌年2月期まで、③の業務については翌年3月期に、④の業務は履行期間を通じて行うものである。また、②の業務については、履行期間内において工事ごとの指示により協議及び打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して期限を付して行われるものである。なお、指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、業務を実施する担当技術者は、管理技術者の管理下において作業を行うものとする。

① 工事監督支援業務

- ・請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
- ・請負工事の施工状況の照合等
- ・地元及び関係機関との協議及び調整に必要な資料の作成

② 測量及び設計支援業務

- ・工事発注図面作成に必要な現地調査
- ・工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

③ 工事検査支援業務

④ その他

前記各項において、工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時及びそのおそれがある場合など緊急時の情報の収集等。

3) 業務の量

工事監督支援業務の件数は約20件（設計金額1,000万円以上の工事）、測量及び設計支援業務の件数は約40件（設計金額200万円程度の工事）を予定している。また、工事検査支援業務は3月の1ヶ月間で約90件（設計金額500万円以上の工事）を予定している。

5. 発注・入札方法

業務の発注は、主たる業務である工事監督及び設計等の支援を受ける道路整備改善課が行った。入札については、価格による競争だけでは業者の技術力や実施能力を判断できないと考え、入札価格と価格以外の要素（技術提案や実績など）を数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とする「総合評価落札方式」を採用している。

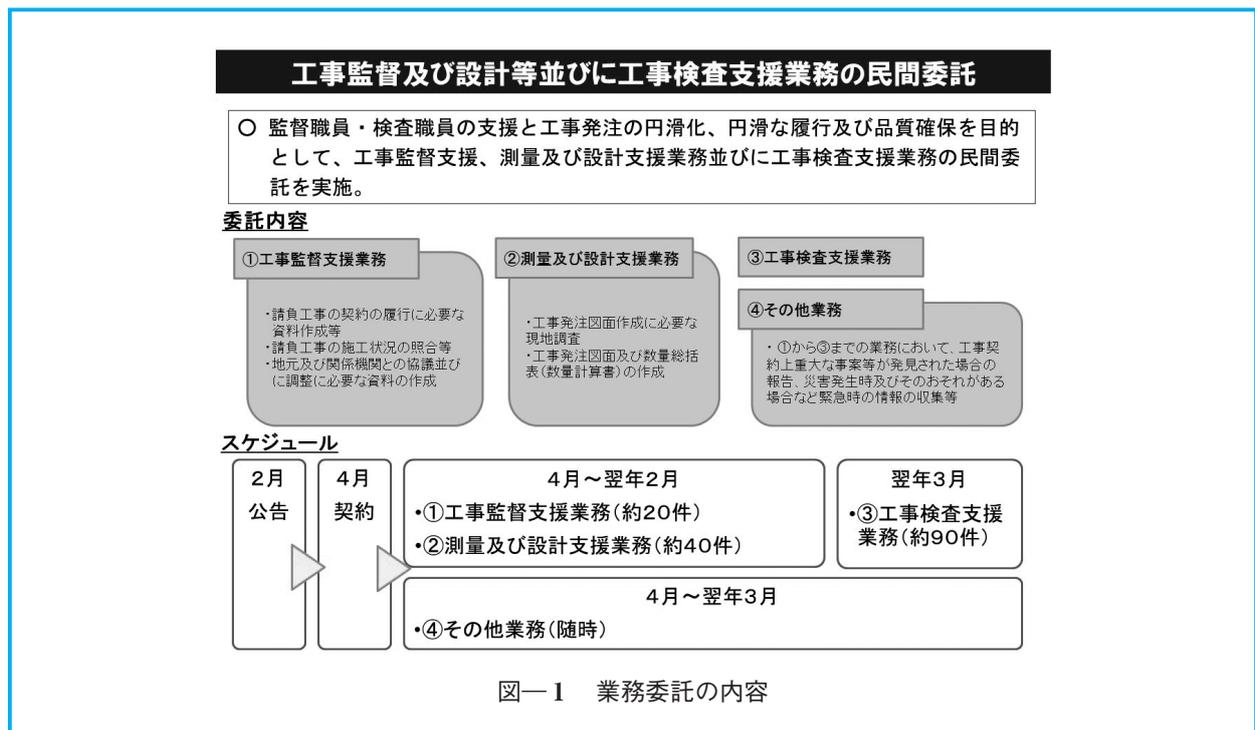
技術提案については、業務の実施方針に関する

提案のほか、評価テーマに対する技術提案を求めることとする。評価テーマの設定は発注課で行ったが、28年度業務入札時においては、まだ工事検査支援業務の27年度業務に対する検証ができておらず、検査支援に関する評価テーマの設定ができなかったため、「工事発注図面及び数量総括表作成にあたってのミス防止のための体制及び照査方法の留意点」などを評価テーマとして設定した。次年度以降は、これまでの検査支援の内容や課題を踏まえ、検査支援に関しても評価テーマを設定するようにしたいと考えている。

入札に参加する要件としては、中立公平性に関する要件、業務実施体制に関する要件の他、業務実績に関する要件を定め、過去10年以内に国や地方公共団体等が発注した土木工事に関する発注者支援業務において、元請実績を有することを求めている。

また、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者は、一定の技術力を確保し、業務の円滑な履行及び品質確保を図るため、以下のいずれかの資格を有する者を要件としている。

- ① 配置予定管理技術者の資格等
 - ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設)



- ・一級土木施工管理技士
 - ・土木学会特別上級土木技術者，土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
 - ・(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工物品質確保技術者（Ⅱ）
 - ・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）
- ② 配置予定担当技術者
- ・二級土木施工管理技士
 - ・発注者が同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認めた者(実務経験年数による判断)

6. 工事検査支援業務の実施

平成27年度の支援業務における工事検査支援業務について、平成28年3月期に初めて支援を受けることとなった。支援の実施体制は、労働者派遣法に配慮し、直接発注者の指示を受ける管理技術者1名の管理のもと、担当技術者3名を各担当検査員3名に配置することを基本として行った。支援を受けた内容は、次に示すとおりである。

書面検査については、担当技術者は管理技術者の指示に従い、工事担当課から検査依頼された工事の金額抜き設計書、施工計画書、工事写真、出来形管理図、品質管理図等の書類（以下、「検査書類」という。）に基づいて、施工状況、出来形、品質等について検査を実施し、その結果を速やかに検査員に報告した。

現地検査については、担当技術者は、検査補助員として（検査員ではない）工事担当課から依頼された工事の現地における中間検査、出来高検査を伴う既済部分検査、完成検査に臨場し、出来形、品質、出来ばえ等について市の検査員が実施する検査の補助を行った。なお、現地への移動手段は受注者が用意する自動車を用い、業務を行う

ものとした。

また、契約図書などの検査書類の取扱いについては、契約書において守秘義務を定めるとともに、行政情報流出防止対策として、関係法令等の遵守、行政情報の目的外使用の禁止などについて周知を図った。

その結果、平成28年3月の1ヶ月間で、担当技術者3名の体制で、設計金額500万円以上の工事を中心に計81件の工事検査支援を受け、その全てにおいて滞り無く円滑に検査事務を終えることができた。また、これまで受けていた工事担当課職員の支援を受ける必要がなくなり、工事担当課の業務にも支障を与えることなく、工事の円滑な履行及び品質確保の向上を図ることができた。

7. おわりに

近年、地方公共団体においても財政難や合理化による影響で人員削減が行われ、中でも技術系職員が削減されることによる技術力継承の問題が深刻化している。本市においても、今後技術系職員が大量に退職を迎える時期を控えており、技術力継承が大きな課題の一つとなっている。今後は、より限られた人員の中で効率良くかつ的確な業務を行うことが求められる中、民間の技術力を活用していくことは、この課題を解決する一つの手段であると考えられる。

今回、本市では工事検査支援業務の民間委託への取組みを始めたが、それにより検査事務の円滑化を図るだけでなく、工事発注の円滑化、円滑な履行及び品質確保を図ることも目的とした。今後は、今回の取組みにおける課題や改善点を整理し、公共工事の更なる品質確保に努めていくとともに、民間の技術力を活用した技術力継承にも取り組んでいきたいと考えている。